

斑鳩町公告第15号

下記業務について、公募型プロポーザル方式による事業者の選考を実施するにあたり、参加者の募集を行うので、公告する。

令和8年8月17日

斑鳩町長 中西和夫

記

1. 業務名 斑鳩町立保育所給食調理・洗浄委託業務【長期継続契約】
2. 業務内容 別紙、仕様書のとおり
3. 業務期間 令和9年3月1日から令和9年3月31日まで及び令和9年4月1日から3年間以上8年間以内の期間で年度単位とする。
ただし、令和9年3月1日から3月31日までは、現行の委託業者との引継ぎ期間とし、給食業務の開始は令和9年4月1日からとする。
4. 参加資格
 - (1) 令和8年度において斑鳩町入札参加資格を有しており、かつ、給食業務の取り扱いを明記していること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公示日から受託候補者特定の日までの間に斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第3号）又は斑鳩町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第4号）による入札参加停止措置を受けていないこと。
 - (4) 企画提案書等の提出日において、国税、地方税の滞納がないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 町が示す「斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力及び人的体制を有していること。

(9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による営業の許可を有すること。

(10) 基準日（令和8年9月1日）時点において従業員数が200名以上い

ること。

- (1 1) 集団給食業務の受託実績が過去 10 年以内に 5 件以上あること。
- (1 2) 奈良県、大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県又は兵庫県に本店又は営業所を有するとともに、同区域内において、保育所（認定こども園を含む。以下同じ。）の給食調理業務の受託実績が過去 10 年以内に 3 年以上あること。
- (1 3) 栄養士又は調理師の資格を有し、かつ保育所又は学校給食施設において、1 年以上の調理経験を有する者を各園に 1 名以上、常時当該業務に従事させることができること。
- (1 4) 基準日（令和 8 年 9 月 1 日）から過去 3 年の間に、集団給食業務において食品衛生法の営業停止等の処分を受けていないこと。
- (1 5) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）第 3 条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (1 6) 従業員に対し、安全・衛生教育が徹底され、かつ、「保育所における調理業務の委託について」、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」、「保育所における感染症対策ガイドライン」その他のこども家庭庁・厚生労働省・文部科学省が定めるマニュアルその他関係通知等に基づき、自社の衛生管理マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務を行っていること。
- (1 7) 保育所給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (1 8) 上記の条件に適合する業務代行保証人を得ることができること。

5. 参加表明書等の提出期限 令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時まで

6. その他

当該業務に係る詳細事項は、別紙「実施要領」及び「仕様書」に記載しています。